

定 款

一般財団法人 愛知健康増進財団

一般財団法人愛知健康増進財団 定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、一般財団法人愛知健康増進財団（英文名 Aichi Health Promotion Foundation。略称「Ahpf」）と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、産業労働者とその家族さらに一般市民等の健康確保に関する総合的な事業の推進並びに健康問題に関する啓発のための各種行事、労働安全衛生法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令の普及等を行い、もって産業の健全な発展とともに広く国民の医療及び公衆衛生の向上と社会福祉、労働福祉の増進に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 労働安全衛生法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、学校保健安全法、がん対策基本法等に基づく健康診断、健康診査並びに保健指導及び事後措置
- (2) がん及び生活習慣病の疾病予防、早期発見その他生活習慣病対策に関する事業
- (3) 診療所の設置運営
- (4) 健康問題に関する総合的な調査研究並びに指導及び知識の普及啓発
- (5) 健康問題に関する啓発のための研究会、講習会、講演会の開催
- (6) 労働安全衛生法その他の関係法令の普及及び指導
- (7) 事業場が取り組む、健康管理・健康増進対策に係る支援・受託事業
- (8) 医学、疾病予防、保健衛生、健康の保持増進及び労働衛生の分野における研究及び活動に対する助成
- (9) 職業性疾病予防のための作業環境測定並びに作業環境改善の調査研究及び指導
- (10) 公害（大気、水質、土壤、騒音、振動等）に関する測定、調査研究及び指導
- (11) 医療技術者、保健衛生管理者、保健衛生事務担当者等に対する疾病予防に関する技術上の又は衛生教育上の研修及び養成訓練
- (12) 国、地方公共団体、学術団体等の行う公衆衛生並びに労働衛生の向上及び疾病予防に関する事業への協力
- (13) 人工知能の利用・活用に関する調査、研究、並びにシステム開発、保守、運営、知的財産権の取得、譲渡及び貸与
- (14) 労働保険事務組合及び一人親方等の特別加入団体の運営
- (15) 機関誌等の発行
- (16) その他この法人の目的達成のために必要と認める事業

第 5 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 条（規律）

この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に定める目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 3 章 資産及び会計

第 7 条（基本財産）

この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

3 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産は、この法人の基本財産とする。

第 8 条（資産の管理）

この法人の資産は、会長の命を受けて理事長が管理し、その管理方法は理事会の決議による。ただし、その使途又は管理の方法を指定された財産については、その指定に従わなければならぬ。

第 9 条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置ぐものとする。

第 10 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告書は、主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を備え置ぐものとする。

第 11 条（剰余金）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 条（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）

この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上に当たる多数の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経なければならない。

第 13 条（会計原則等）

この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第 4 章 評議員

第 14 条（定数）

この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

第 15 条（選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ. 当該評議員の使用人
 - ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ. ハ又はニに掲げる配偶者
 - ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ. 理事
 - ロ. 使用人
 - ハ. 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人(特別な法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

第 16 条（権限）

評議員は、評議員会を構成し、第20条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

第 17 条（任期）

評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 14 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第 18 条（報酬等）

評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

第 19 条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第 20 条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第 21 条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第 22 条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員会の招集は、評議員に対して、開催日の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 3 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 前項による請求があつたときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

第 23 条（議長）

評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選により選出する。

第 24 条（決議）

- 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第 25 条（決議の省略）

理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

第 26 条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

第 27 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された者 2 名以上が、これに署名又は記名押印する。

第 6 章 役員

第 28 条（設置）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長とする。
- 3 会長及び理事長以外の理事のうち、1 名を専務理事、2 名を常務理事とすることができる。
- 4 第 2 項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

第 29 条（選任等）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第 30 条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、この法人と会長又は会長が属する団体との利益が相反する事項については、理事長がこの法人の業務を総理する。

3 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受けてこの法人の業務を統理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事及び常務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また会長及び理事長に事故あるときは、専務理事がその職務を代行する。

5 会長、理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 31 条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

第 32 条（任期）

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 28 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 33 条（解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第 34 条（報酬等）

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 35 条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 36 条（責任の免除又は限度）

この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額といずれか高い額とする。

第 37 条（兼任の禁止）

役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

第 38 条（顧問及び参与）

この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会において選任し、会長が委嘱する。任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、この法人の重要事項について意見を述べるものとする。
- 4 顧問は、会長からの要請を受けて理事会に出席することができる。
- 5 参与は、会長の求めに応じてこの法人の業務に参画するものとする。
- 6 第 34 条の規定は、顧問及び参与について準用する。この場合において、「理事及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第 7 章 理事会

第 39 条（構成）

理事会は、すべての理事をもつて構成する。

第 40 条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、理事長及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (5) その他法令又はこの定款で理事会の職務とされた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 一般財団法人の業務の適正を確保するための体制整備
- (6) 第36条の責任の免除又は限定

第41条（開催）

理事会は、毎事業年度2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

第42条（招集）

理事会は、会長が招集する。

2 理事会の招集は、理事及び監事に対して、開催日の7日前までに、会議の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

3 理事及び監事は会長に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項による請求があったときは、会長は遅滞なく理事会を招集しなければならない。

第43条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第44条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第45条（決議の省略）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第46条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告については、適用しない。

第47条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、理事会に出席した代表理事及び監事が、これに署名又は記名押印する。

第8章 委員会

第48条（委員会）

この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について調査し、研究し、又は審議する。

- 3 委員会の組織及び構成並びに運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約する運営を行うことができない。

第9章 事務局

第49条（設置等）

- この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第50条（備付け書類及び帳簿類）

この法人は、法令及びこの定款で定めるところにより、主たる事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならぬ。かつ、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い保存しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 役員等の報酬規程
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 第10条第1項各号の書類
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第10章 定款の変更、合併及び解散等

第51条（定款の変更）

- この定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条の規定の変更についても適用する。

第52条（合併等）

この法人は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第53条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第 54 条（残余財産の帰属）

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

第 55 条（情報公開）

この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

第 56 条（個人情報の保護）

この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 57 条（公告）

この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

第 12 章 補則

第 58 条（実施細則）

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

沿革・改正年月日

1. 作成年月日 平成 23 年 10 月 26 日
2. 答申年月日 平成 23 年 12 月 15 日
3. 認可年月日 平成 24 年 3 月 21 日
4. 施行年月日 平成 24 年 4 月 1 日
5. 改正年月日 平成 25 年 11 月 14 日
6. 改正年月日 平成 28 年 3 月 3 日
7. 改正年月日 令和 2 年 4 月 1 日
8. 改正年月日 令和 5 年 9 月 1 日